

ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業を実施するため、県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者（以下「補助事業者」という。）は福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内でネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

建築物省エネルギー性能表示制度におけるBELS評価機関からZEHマークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次に掲げる基準を全て満たすものをいう。

ア 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。

イ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

ウ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

(2) 新築住宅

新たに建設された住宅であって、建設工事の完了から1年以内で、かつ人が居住したことの無いもの。

(3) 国補助金

国（環境省等）がZEH普及促進を目的に実施する補助金をいう。

(4) 補助事業者

県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者をいう。

(5) 交付申請者

補助事業者から補助金の交付を受け、本事業を実施する者をいう。

(6) 生計維持者

住民票上の世帯主とする。ただし、世帯主以外の住民票に記載された世帯構成員の収入が世帯主より多く、その者の収入によって生計が維持されている場合には、その者を生計維持者とする。

(7) 補助金対象事業の着手

次に掲げる事項のいずれかのことをいう。

ア 新築住宅を建設する事業の場合は、当該住宅の工事請負契約の締結をいう。

イ 新築住宅を購入する事業の場合は、当該住宅の売買契約の締結をいう。

(8) 補助対象事業の完了時期

次に掲げる事項を全て完了した時期をいう。

ア 補助金対象設備が設置された住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行法付保険証書（建築確認が不要な住宅に限る。）の交付

イ 補助金対象設備が設置された住宅の引渡し

ウ 補助金対象設備が設置された住宅の代金の支払い

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 県内においてZ E H（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を新築する事業

(2) 県内において新築住宅のZ E H（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を購入する事業

(補助金対象事業の完了時期)

第4条 補助金対象事業の完了時期は、原則として補助金交付年度中でなければならない。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、第3条の補助金対象事業を行った者であって、次の各号のすべてに該当する個人とする。ただし、補助金対象者が複数の者の場合は、いずれか一者が補助金の交付を受けるものとする。

(1) 補助金対象事業の住宅の所有者若しくは所有予定者又は建築主

(2) 県税について滞納がない者

(3) 補助金の交付申請年度又はその前年度における都道府県民税の所得割額が172,600円以下である生計維持者の世帯の者（別表第1）

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の対象となる経費は、別表第2に定める対象経費（国庫補助金を活用する場合の当該対象経費を除いた経費。以下同じ。）のうち、別表第2に定める補助率を掛けて得た額の合計とする。

2 前項の対象経費の合計が40万円を超えない場合は、補助金の交付申請を行うことができない。

(補助金の額)

第7条 補助事業者が交付申請者に交付する補助金の額は、定額40万円とす

る。

(補助金の交付申請)

第8条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式(補助金交付申請書)に別表第3の書類を添えて補助事業者に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を受ける補助金対象事業は、補助金の交付申請年度に着手し、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を決定したときは、第2号様式(補助金交付決定通知書)により交付申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 交付申請者は、事業内容を変更しようとするときは、第3号様式(補助金変更交付申請書)を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付申請者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第4号様式(事業中止(廃止)承認申請書)を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取り下げ)

第11条 交付申請者は、第9条による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の取り下げを行うときは、第9条による交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までに、その旨を記載した書面を補助事業者に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

第12条 交付申請者は、事業が完了したときは、第5号様式(完了実績報告書)に別表第4の書類を添付し補助事業者に提出しなければならない。

2 前項の報告は、原則として、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。

(補助金の額の確定)

第13条 補助事業者は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第9条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式(補助金額確定通知書)により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第9条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

(補助金の支給)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第15条 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があった場合
- (3) 補助金の対象経費等が、40万円を下回った場合

2 補助事業者は、前項の取消しを決定したときは、第7号様式（交付決定取消通知書）により交付申請者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。

2 交付申請者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第8号）により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。

3 交付申請者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

4 交付申請者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(報告及び調査)

- 第17条** 交付申請者は、第15条第1項各号に該当するときは、すみやかに補助事業者に報告しなければならない。
- 2 知事及び補助事業者は、必要があると認めるときは、交付申請者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 3 交付申請者は、前項の報告及び調査に協力しなければならないものとする。

(会計帳簿等の整備等)

- 第18条** 交付申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しておくなければならない。

(書類の提出)

- 第19条** この取扱要領により交付申請者が補助事業者に提出する書類は、1部とする。

(補助金対象事業の効果の発信)

- 第20条** 交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、補助金対象事業の効果(高熱費の削減状況、快適性等)について、自身のSNSを活用する等、任意の方法により発信することで、ZEHの県内普及促進に寄与することとする。

(アンケート調査等への協力)

- 第21条** 交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や第20条の取組の確認のために実施するアンケート調査に協力するものとする。また、知事は、アンケート調査により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができる。

(その他)

- 第22条** 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事項	内容
補助金の交付対象者となる生計維持者の世帯者	・都道府県民税の所得割額 172,600 円以下（収入額の日安：775 万円以下） 収入額の日安：夫婦（妻は収入なし）及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額

別表第2（第6条関係）

設備等の種類	要件となる基準	申請内容		補助率
		県のみ	国併用※	
高断熱外皮	建築材料の購入及び工事に要する経費 ・外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基準等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材	○	×	1/2
	・構造材（柱、梁、筋違、構造ボード）、内装ボード、仕上げ材（内装、外装）	×	×	
断熱使用のドア （内部に設けるものを除く）	設備の購入及び工事に要する経費	○	○	
浴室ユニット	設備の購入及び工事に要する経費 ※浴室ユニットの壁・天井に断熱材を施したものに限り	○	○	
空調設備	設備の購入及び工事に要する経費	○	×	
給湯設備 （エコキュート、エコジョーズ、太陽熱利用システム等）	設備の購入及び工事に要する経費	○	×	
省エネルギー設備	換気設備 24時間	○	×	
	24時間以外	○	○	
照明設備	LED照明	○	○	
エネルギー計測装置 （HEMS）	設備の購入及び工事に要する経費 ※リースのものを除く ※月額使用料を除く ※別に定める要件を満たすものに限り。	○	○	

※ 国併用：国補助金を活用する場合は補助対象経費とする。

別表第3（第8条関係）

添付書類	備考
補助対象経費を確認できるもの	次のいずれか （新築住宅を建設する事業） ・工事請負契約書及び工事内訳書（補助対象経費を確認できるもの）の写し （新築住宅を購入する事業） ・売買契約書及び売主が発注した工事の工事内訳書（補助対象経費を確認できるもの）
世帯全員の分かる住民票の写し	
生計維持者の所得が制限以下であることが確認できるもの	生計維持者の所得証明書（課税証明書） ※補助金の交付申請年度又はその前年度のもの
県税に未納がないことの証明書	生計維持者の県税に係る納税証明書
【国補助金を受ける場合】 ・国補助金の交付申請書及び添付書類の写し	・交付申請書 ・実施計画書 ・建築図面
【国補助金を受けない場合】 ・住宅の仕様明細書 ・住宅の建築図面（配置図、平面図、立面図等）	
補助金対象者が複数の者の場合は、補助金を受ける代表者への委任状	
その他知事が必要と認める種類	

別表第4（第12条関係）

添付書類	備考
補助事業にかかる支出を証する資料	領収書等の写し
検査済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認の検査済証の写し ・ 建築確認が不要な住宅の場合は瑕疵担保履行法付保険証書
完成写真	<p>【国補助金を受けない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の全景が分かるもの <p>【国補助金を受ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の全景が分かるもの ・ 補助対象設備が確認できるもの
ZEHであることの性能表示評価書	BELS 評価機関のZEH評価書
建築士によるZEH工事内容確認書	工事監理を行った建築士が、ZEH評価書が交付された設計図書どおりに施工したことを確認した書類
【国の補助金を受けない場合】 確約書	
【国の補助金を受ける場合】 国の補助金の交付決定通知書	※交付申請以降に国の補助金を受けた場合を含む
高断熱外皮の出荷証明書	【国補助金を受けない場合】
太陽光発電システムの保証書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の書類
補助事業対象設備の保証書・証明書等	<p>【国補助金を受ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国補助金の実績報告書の添付書類で左記の書類と同等の書類
債権者登録申請書及び預金通帳の写し	
その他知事が必要と認める書類	